

平成28年4月から 新しい水道料金体系に

市は、人口減少による料金収入の減少や老朽化施設の更新事業費の増大など、将来の事業環境の変化を見据え、水道事業開始以来の料金体系の見直しを実施しました。
上水道・簡易水道審議会からの答申を踏まえた改定案の市議会での議決を受け、平成28年4月から新しい料金体系がスタートします。

用途別から口径別の料金に

本市の水道は、昭和27年の事業開始以来、基本料金は、家事用・営業用・工場用などの用途別料金を採用し、基本水量を超えた水量分は単一の従量料金としてきました。しかし、節水意識の向上や節水器具の普及などにより、基本水量以下の使用者割合が30%程度となり、建物利用の多様化が進む中で、用途認定が困難な状況も発生しています。また、水道料金の指針と

表1 主な料金改定内容

項目	現在の料金体系	改定後の料金体系
基本料金	用途別料金	口径別料金
従量料金(水量)	用途別単一料金	通増料金 (3000m ³ 以下の場合)
基本水量	あり	なし
量水器使用料		
閉栓料		
予納金(上水道)		

なる水道料金算定要領(日本水道協会発行)では、量水器口径に応じた口径別料金体系が推奨されており、近隣市の多くが採用しています。

明確で公平な料金体系へ

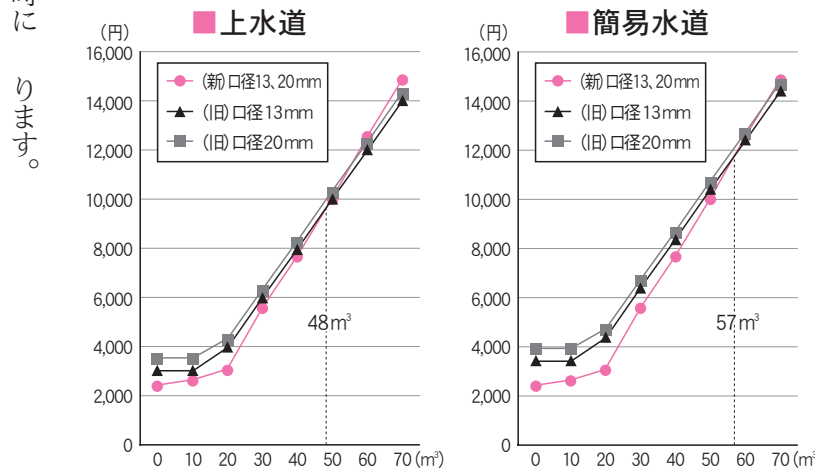
このような状況を踏まえ、今回の料金改定では、用途別料金体系から口径別料金体系へ移行。基本水量を廃止し、使用水量の増加に伴い単価が高くなる通増料金を採用しました。これにより、料金体系の明確化と使用者負担の公平性の確保を図ります。なお、量水器使用料、閉栓

表2 基本料金と従量料金 (税別)

基本料金 (口径13、20ミリ、2か月分)	2300円
使用水量(2か月につき)	単価(1立方メートルにつき)
～20立方メートル以下のもの	50円
20立方メートルを超え 42立方メートル以下のもの	215円
42立方メートルを超え 3000立方メートル以下のもの	245円

表3 新料金と旧料金(家事用水の場合)の比較 (税別、円)

使用水量 (m ³)	新:上・簡易水道	旧:上水道		旧:簡易水道	
	口径13、20mm	口径13mm	口径20mm	口径13mm	口径20mm
0	2,300	3,120	3,540	3,550	3,970
10	2,800	3,120	3,540	3,550	3,970
20	3,300	3,920	4,340	4,350	4,770
30	5,450	5,920	6,340	6,350	6,770
40	7,600	7,920	8,340	8,350	8,770
50	9,990	9,920	10,340	10,350	10,770
60	12,440	11,920	12,340	12,350	12,770
70	14,890	13,920	14,340	14,350	14,770



料は廃止。水道新規加入時にお預かりしている予納金も廃止し、平成28年度から現在の水道所有者に順次返金します。

上水道48立方メートル以下で減額

新料金は口径13ミリの場合、2か月分の使用水量が、上水道は48立方メートル以下、簡易水道は57立方メートル以下で、旧料金(家事用水の場合)より減額になります。詳しくは、上水道課 ☎42-1815 へ。

準備はお早めに

税の申告は2月16日から

平成28年度(平成27年分所得)の市・府民税、所得税の申告期間は2月16日から3月15日まで(土・日曜日除く)。期間内に申告ができるよう、準備をお願いします。



市・府民税の申告が必要な人

市・府民税の申告をしなければならぬ人は、次のとおりです。平成28年1月1日現在で綾部市に住所があり、①平成27年1月1日から12月31日までに所得のあった人。②公共事業などにおいて用地などの買収があった人で、所得税の申告が必要なかった人。③所得がなくとも▽課税(所得)証明書の発行▽国民健康保険料の算定▽福祉・老人医療の給付▽児童手当等の給付▽公営住宅の入居などの手続きに証明が必要な人です。

申告が必要な公的年金受給者も

公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金

申告相談・申告書受付

市は下記の日程で市・府民税の申告相談と申告書を受け付けます。会場が2階のため、会場への歩行が困難な人は、税務課窓口へお越しください。また、申告開始後の数日間や曜日、時間帯によっては、大変混み合う場合があります。状況により長時間お待ちいただくことがありますので、ご

市・府民税の申告相談・申告書受付

- 日程** 2月16日(火)～3月15日(火)
- 時間** 午前9時～正午、午後1時～4時 ※土・日曜日を除く
- 場所** 市役所まちづくりセンター2階
- 問い合わせ先** 税務課 ☎42-4235

初夢

綾部の朝はNHK連ドラ「鶴吉とはな」で始まる。世界連邦が樹立し、紛争の絶えなかった中東にも和平が到来する。北陸新幹線が小浜・舞鶴ルートに決定し、限界集落にも定住者が相次ぎ水源の里条例は廃止。企業進出が相次ぎ税収アップで綾部市は交付税不交付団体・・・目を覚ますと、元旦だった。

現実に戻ると、実現へのハードルの高さに足が竦むが、気が萎えることはない。むしろお屠蘇の勢いも手伝ってか、新春の抱負として闘争心に静かな火が点く。

新年度から始まる総合計

善聞 語録



⑦1

画の後期基本計画案が纏まった。都市計画の見直し(線引き廃止)や水道事業ビジョン、公共施設等総合管理計画や雨水対策基本計画もいよいよ動き出す。幸いにも本市に吹く「良い風」は今年も期待できそう。大胆な戦略と細心の戦術の組み合わせが肝要と心得る。機を逃さず幸運の女神の前髪をしっかりと掴む覚悟だ。

小さな努力が報われ、正直者が馬鹿を見ることのないまちづくりに努めたい。各分野のリーダー達が勇気をもって一歩踏み出し、小さな努力を積み重ねることで、それぞれの夢や幸せを実現できる、そんなまちづくりを目指したい。「無力」と「微力」は全く異なる。明日の大河の一滴になることを念じ、「オール綾部」で「今日の夢」を「明日の現実」にしていこうではありませんか。本年もよろしくお願ひいたします。

山崎善也(綾部市長)

特産館で年末餅つきとFM公開生放送



青野町のあやべ特産館は12月27日、「あやべでぺったん年末餅つき大会」を開催。とち餅つき体験が行われ、約200人がつきたてのとち餅の入ったぜんざいに舌鼓をうちました。また、館内特設スタジオではFMいかるがリクエストによる「紅白歌合戦」と題した特別番組を生放送しました。



地域を守る消防団、年末警戒を実施

市消防団（馬嶋恒治団長）は12月28日から30日まで年末防火警戒を実施。3日間で延べ1100人の団員が、安全に年の瀬を迎えられるよう、夜間、詰所で警戒するとともに、管轄の地域を消防車両で巡回しました。また今年は綾部、吉美、西八田、東八田地区を市長らが巡察し、地域を守る消防団員を激励しました。



クリスマスバスに心躍らせて

市は12月7日から25日まで、あやバス上林線と志賀南北線で「クリスマスバス」を運行。15日には、上林線のバス車内の装飾を制作した綾東幼稚園の園児16人が乗車しました。市立病院前バス停で、綾部市マスコットキャラクターのまゆピーとサンタクロースに見送られ、園児らは自分たちが描いた絵やクリスマス飾りを見つけて、歓声をあげました。

葉ボタンとともに感謝の心をお届け



岡安町の西八田小学校の児童が12月21日、登下校の見守りやクラブで囲碁や茶道などの指導をしていただいている人など、日ごろお世話になっている地域の方々約50人に葉ボタンを届けました。この葉ボタンは、児童が種をまいて大切に育てたもの。「いつもありがとうございます!」と元気よく感謝の気持ちを伝えて、一人一人に手渡しました。

子育て環境の向上へ

放課後学級のサービス拡充



昼間に保護者がいない家庭の児童を健全に育成するため、市は放課後児童健全育成学級（放課後学級）を開級しています。平成28年度から、さらにサービスの充実を図るとともに保護者の負担金を見直し、今後も子どもたちが安心して過ごすことができるよう、安定した制度の運営に努めます。

表1 変動月額制による保護者負担金（平成28年4月～）

区分	利用月	月額
通年利用	2、5、6、9、10、11月	4,000円
	1、3、4、12月	5,000円
	7月	7,000円
	8月	9,000円
	年額合計	60,000円
夏季休業日のみの利用	7月	6,000円
	8月	9,000円

額が異なる変動月額制に変更
用時間数に応じて月ごとに金
月額4千円の定額制から、利
負担金を新設します。現在の
また、サービスの充実と併
せて保護者負担金を見直す
ともに、夏休みなどの利用
の負担金を軽減します。現在
月額4千円の定額制から、利
用時間数に応じて月ごとに金
額が異なる変動月額制に変更
します。保護者負担金の額は、
表1をご確認ください。

ニーズに応えサービス充実

市は現在、市内で13の放課後学級を運営。来年度からは▽全ての学級で小学校6年生まで受け入れ▽開級時間を午後6時30分まで延長▽夏季休業日（夏休み）のみの入級も受け入れ▽現在第3土曜日のみの利用を全土曜日に拡充—を実施します。

また、サービスの充実と併せて保護者負担金を見直すとともに、夏休みなどの利用の負担金を軽減します。現在の月額4千円の定額制から、利用時間数に応じて月ごとに金額が異なる変動月額制に変更

市教育委員会は、平成28年度の放課後学級入級者を次のとおり募集します。

対象児童 小学校6年生までで、保護者が次の(1)～(4)のいずれかに該当し、同居の親族その他の人も保護育成することができない児童。

(1)昼間に児童と離れて労働することを常態としている

(2)入院中もしくは妊娠中であるか出産後間がない

(3)同居の親族（長期間入院などをしている親族を含む）を常時介護・看護している

(4)その他、(1)～(3)に類する状態にあると認められる場合

募集学級 綾部・中筋・豊里・吉美・東綾・東八田・物部

小学校通学区の学級（学級ごとに定員は異なります）

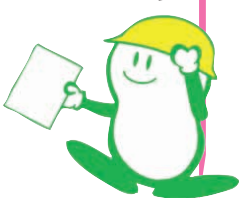
申し込み期間 1月25日（月）～2月5日（金）

申し込み先 各放課後学級か社会教育課

詳しくは、同課 ☎(42)4328へ。

綾部市まちづくり条例について意見募集

自分たちの手でまちづくりを



市は農村地域の定住促進や市街地の土地の有効活用などを図るため、都市計画区域の区域区分（線引き）廃止の手続きを進めています。今後、地域の実情に応じた土地利用を進めるため、住民が参加するまちづくり制度などを定める「まちづくり条例」についてパブリックコメントを行います。

住民参加でまちづくりを

市は市内の都市計画区域を、優先的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」に区分してまちづくりを行ってきまし。しかし、人口減少や少子高齢化などにより、地域によってはコミュニティの維持や集落の存続が難しくなることが懸念されています。こうした社会情勢を踏まえ、区域区分を廃止して新たな土地利用などの制度を導入するとも

に条例を制定し、地域住民がまちづくりに参加できる仕組みをつくりたい。主な内容は次のとおりです。

●地区住民は「地区まちづくり協議会」を設立して地区まちづくり計画を策定し、土地利用や建築に関するルールを提案できる。市は、その活動を支援する。

●一定規模・用途の開発事業を行う場合、事業者は市との事前協議や近隣住民などへの事業内容の周知・説明が必要

条例などへの意見を募集

市は1月19日から2月1日まで綾部市まちづくり条例についてパブリックコメントを実施。広く意見を募集します。また、1月26日から2月9日まで区域区分廃止や用途地域変更など都市計画の案の縦覧を行います。詳しくは、市ホームページをご覧ください。か都市建築課 ☎(42)4285へ。